

高校生留学支援事業に係る広報用チラシ・ポスター等制作 業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

県内高校生等を対象とする留学支援事業を実施するにあたり、高校生に事業の魅力を広く発信・周知すると共に、高校生の留学への挑戦意欲を喚起するもの。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

高校生留学支援事業に係る広報用チラシ・ポスター等制作業務委託

(2) 委託業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年12月10日（水）まで

(4) 委託費の上限額

金1,553千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記委託費上限額は、契約時の予定価格を示すものではない。

3 受託候補者選定方法

公募型プロポーザル方式により業者を選定する。

応募のあった提案のうち、提案内容、提案者の業務実績等を総合的に勘案して、最も優れていると考えられるものを採用し、当該提案者と事業実施のための業務委託契約を締結する。※概算見積書の見積額が安価な提案を行った者を、第一義的に採用するものではないことに留意すること。

4 プロポーザル参加資格要件

本プロポーザルの参加資格は次に掲げる条件のすべてを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申し込み時点で富山県物品等競争入札参加資格名簿に登録されている者。
- (3) 本プロポーザルの募集開始の日から契約締結の日までの間、富山県の指名停止又は指名保留の措置期間中でないこと。
- (4) 優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制が整っていること。
- (5) プロポーザルへの参加に必要な手続きに遺漏がないこと。
- (6) 富山県庁及び県内で行う打合せ等（オンライン実施も可。）に常時参加できる体制を取れる者であること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立て及び会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申し立て

が行われている者ではないこと。

(8) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(9) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。

(10) 次のいずれにも該当しないものであること。

ア 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められること

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められること。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められること。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していること。

5 プロポーザルの参加手続き等

(1) プロポーザルへの参加を希望する場合は、プロポーザル参加申込書（様式1）を 令和7年9月12日（金）17時までに電子メールにより提出すること。提出先 Email アドレス及びメールの件名については、「11 提出先及び問い合わせ先」を参照すること。（必ず電話で到達の確認を行うこと（土・日祝日及び閉庁日は除く）。）

(2) 質問は、令和7年9月9日（火）17時まで電子メールにて受け付ける。提出先 Email アドレス及びメールの件名については、「11 提出先及び問い合わせ」を参照すること。（必ず電話で到達の確認を行うこと（土・日祝日及び閉庁日は除く）。）電話及び口頭による質問は受け付けない。質問に対する回答はホームページに掲載する。なお、以下の質問については回答しない。

- ① 評価基準の配点に関する質問
- ② 他の応募者に関する質問
- ③ その他、プロポーザルに参加する者として適切でない質問

6 企画提案書等の提出

プロポーザルへの参加申込みを行った事業者は、仕様書を踏まえ、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

次の①～⑤の書類を電子データで提出すること。参加事業者1者につき、1案の提出とし、提出書類等は、全てA4判に統一すること

- ① 企画提案書（任意様式）
- ② デザイン案
- ③ 経費見積書（任意様式）
- ④ 業務実施体制報告書（任意様式）
- ⑤ 近年の類似事例の受注実績（任意様式）

(2) 留意事項

- ア 企画提案書等の作成及び今回の応募に係る一切の費用はすべて参加者の負担とする。
- イ 提出書類の返却は行わない。
- ウ 提出書類の差替え及び再提出は認めない。
- エ 次に掲げる場合の提案は無効とする。
 - ① 所定の期日及び方法で提出書類を提出しなかった場合。
 - ② 本プロポーザルに関する条件及び指示事項に違反した場合。
 - ③ 企画提案書に虚偽の記載をした場合。
 - ④ 1者1案を超えて提出した場合。

(3) 提出期限

令和7年9月19日（金）17時（必着）

(4) 提出方法

電子メールにより提出すること。提出先 Email アドレス及びメールの件名については「11 提出先及び問い合わせ先」を参照すること。（必ず電話で到達の確認を行うこと（土・日祝日及び閉庁日は除く）。）

7 審査方法及び審査結果について

(1) 審査方法

提出された企画提案書等の内容をもとに、以下の審査項目に基づき書面審査により契約候補者を選定する。(プレゼンテーションは実施しない。)

項目	内容	配点
企画提案書		
特徴・狙い	デザイン、レイアウト等の特徴や狙いなどが明確に示されていること。特に、高校生の興味関心を引くために工夫した点があること。	10
デザイン案		
デザイン	直観的に魅力を感じるデザインであること	20
レイアウト	文字の大きさ、配置等、読みやすさに配慮されていること	20
経費見積書		
事業費	経費の内訳が妥当なものとなっていること	5
業務実施体制報告書		
実施体制	業務の実施にあたり、円滑かつ確実に実施できる体制、能力を有していること	5
全体		
全体	本業務について内容をよく理解し、事業の周知及び留学の魅力を広く高校生に伝えられる提案内容となっていること	10
評価点合計 (70 点満点)		70

(2) 選定方法

ア 全審査員の点を合計した結果、合計点の最も高いものを契約候補者として選定する。

イ 合計点が同点の場合、下記の①～④の順で評価項目ごとの点数比較を行い、いずれかの評価項目において点数に差が出た時点で、点数の高かったものを契約候補者とする。

- ① 本業務について内容をよく理解し、事業の周知及び留学の魅力を広く高校生に伝えられる提案内容となっていること
- ② 直観的に魅力を感じるデザインであること
- ③ 文字の大きさ、配置等、読みやすさに配慮されていること
- ④ デザイン、レイアウト等の特徴や狙いなどが明確に示されていること。特に、高校生の興味関心を引くために工夫した点があること
- ⑤ 業務の実施にあたり、円滑かつ確実に実施できる体制、能力を有していること
- ⑥ 経費の内訳が妥当なものとなっていること

ウ 参加者が1者の場合、合計点が満点の6割を満たす場合、契約候補者とする。

(3) 審査結果通知

プロポーザルの審査結果は、提案の採用の有無に関わらず、提案者に対し後日書面で通知するとともに、富山県ホームページにて、参加事業者数、契約候補者及び選定理由を公表する。企画提案者名については、契約候補者以外公表しない。なお、審査結果に対する意義申し立てには応じない。

8 契約の方法等

- (1) 契約候補者と県は、提出書類の内容をもとに、実施内容の詳細や業務履行に必要な具体的な条件などの協議を行い、双方合意の上、契約を締結する。また、この協議の際、提出された企画提案書の内容等を一部変更する場合がある。
- (2) 契約候補者が必要な契約条件に合致しない場合、契約を締結しない場合がある。この場合、次点者と契約締結について協議する。
- (3) 業務遂行に関する重要な事項については、その都度、県の指示に従い遂行するものとする。

9 その他

- (1) 受託者は、業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないものとする。また、委託業務終了後も同様とする。
- (2) 申込後に参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。(任意様式)
- (3) この要領の内容に不明な点がある場合には、県担当者の指示に従うものとする。

10 スケジュール

- | | |
|----------------|----------------------|
| (1) 質問書提出期限 | 令和7年9月9日(火) 17時(必着) |
| (2) 参加申込期限 | 令和7年9月12日(金) 17時(必着) |
| (3) 企画提案書等提出期限 | 令和7年9月19日(金) 17時(必着) |
| (4) 審査結果通知 | 令和7年9月下旬(予定) |

11 提出先及び問い合わせ先

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県経営管理部学術振興課 グローバル人材育成担当

TEL 076-444-9645 Email アドレス agakujutsushinko@pref.toyama.lg.jp

留意事項

- ・メール件名は、メールの内容に応じて以下のいずれかで提出すること。本文には担当者(事業者名、役職、氏名、メールアドレス等)を必ず記載すること。

【応募】 留学支援事業広報チラシ制作業務委託

【質問】 留学支援事業広報チラシ制作業務委託

【企画提案書】 留学支援事業広報チラシ制作業務委託